

info

12

特定小型原動機付自転車のナンバー登録はお済みですか？

令和5年7月1日施行の改正道路交通法に基づいて、新たに「特定小型原動機付自転車」と定義される電動キックボードなどに取り付ける小型のナンバープレートを交付しています。該当する車両を所有している方は手続きをしてください。

ナンバープレート交付の手続き方法

■必要なもの

- ▷車名（メーカー名）、型式、車台番号、型式認定番号、定格出力が分かる書類（特定小型原動機付自転車と判断できる契約書類やカタログなど）
- ▷本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■交付場所 税務課または各総合支所

問 税務課市民税班（☎55-8094）

Q 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20 km/h 以下**

定格出力 **0.6 kw 以下**

車体の大きさ 長さ **1.9 m 以下**

幅 **0.6 m 以下**



※上記の要件を満たさない車両は、形状にかかわらず、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車または自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

info

13

「法定外公共用財産（赤道・青水路）の改修など」に補助金を交付します

市では、地域協議会や町内会などが主体的に行う、地域の法定外公共用財産（赤道・青水路など、道路法や河川法の適用を受けないもの）の保全活動や地域環境への意識向上を目的とした改修および障害物撤去工事などに対し、補助金を交付します。

申請を希望される団体は、必ず事前に下記までご相談ください。



| 対象事業 (事業費が2万円以上のもの) | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
|------------------------|--|------|-------|
| 法定外道路改修工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料の購入費 ・ 重機等機械の借上げ料 ・ 工事請負費 | 2分の1 | 30万円 |
| 法定外水路改修工事 | | | |

※除草・除排雪作業など通常の維持管理に係るものは対象外です。また、測量費、用地費物件補償費などは補助対象経費に含まれません。

問 建設課管理用地班（☎73-2155）